

山口県瀬戸内海海区

漁場計画

(共同漁業)

								丁目、王喜本町 6丁目、王喜宇 津井1丁目、王 喜宇津井2丁 目、王喜宇津井 3丁目、木屋川 本町1丁目、木 屋川本町2丁 目、木屋川本町 3丁目、木屋川 本町4丁目、木 屋川本町5丁 目、木屋川南町 1丁目、木屋川 南町2丁目、木 屋川南町3丁目 及び大字松屋 並びに山陽小 野田市大字埴 生	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 50 号	下関市満珠島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 下関市満珠島灯台基部 B 北九州市門司区部埼灯台基部 C 下関市満珠島北端 D 〃 長府扇町長府4号地前面護岸2東端 E 〃 長府港町中国電力株式会社下関発電所護岸南端 点イ AとBとを結んだ線上Aから200メートルの点 ロ Cから97度500メートルの点 ハ CとDとを結んだ線上Cから100メートルの点 ニ AとEとを結んだ線上Aから400メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あおりの漁業 てんぐさ漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 おのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 しおふきがい漁業 にし漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業	11月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から3月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	下関市長府黒 門東町、長府新 松原町、長府野 久留米町、長府 宮崎町、長府東 侍町、長府侍町 2丁目、長府川 端2丁目、長府 惣社町、長府逢 坂町、長府土居 の内町、長府中 之町、長府安養 寺4丁目、長府 金屋浜町、長府 港町、長府三島 町、長府八幡 町、長府古城 町、長府豊城 町、長府四王司 町、前田2丁目、 長府浜浦町、阿 弥陀寺町、壇之 浦町及びみも すそ川町	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 52 号	山陽小野田市 大字小野田地 先	次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市大字小野田有帆川河口左岸西角から護岸沿いに南東へ 400 メートルの点に設置した標識 B 北九州市門司区戸ノ上山頂上 C 山陽小野田市大字小野田竜王山頂上 D 北九州市門司区鶴ノ瀬鼻南端 E 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識 F 下関市大字形山青山頂上 G 福岡県行橋市蓑島山頂上 点イ AとBとを結んだ線上Aから2,000メートルの点 ロ CとDとを結んだ線とEとFとを結んだ線との交点 ハ EとGとを結んだ線上Eから2,000メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あおりの漁業 いぎす漁業 えごりの漁業 おごりの漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 おおのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 しおふきがい漁業 しじみがい漁業 にし漁業 ばい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業	11月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 2月1日から8月31日まで 5月1日から8月31日まで 2月1日から8月31日まで 2月1日から8月31日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から3月31日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	山陽小野田市 大字小野田	区画漁業権に 対抗すること ができない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第53号	山陽小野田市 大字小野田本 山岬以西沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のナ、ラ、ム、ウ、ナの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。） 点の位置 基点A 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識 B 〃 満珠島灯台基部 C 北九州市門司区部埼灯台基部 D 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱 E 〃 大字小野田本山岬南端に設置した標識 F 北九州市門司区網の鼻東端 G 福岡県行橋市蓑島山頂上 H 山陽小野田市大字小野田竜王山頂上 I 北九州市門司区鶴ノ瀬鼻南端 J 下関市大字形山青山頂上 K 山陽小野田市大字小野田有帆川河口左岸西角から護岸沿いに南東へ 400 メートルの点に設置した標識 L 北九州市門司区戸ノ上山頂上 M 〃 〃 津村島北端 N 山陽小野田市大字津布田に設置した標識 O 〃 大字植生植生干拓護岸南東端 P 下関市工領開作王喜漁港護岸南東端に設置した標識 Q 〃 松屋本町3丁目海上自衛隊小月航空基地護岸南西端に設置した標識 R 〃 亀浜町と同市ゆめタウンとの護岸上の境界に設置した標識 S 〃 長府港町長府埋立第3区北側護岸東端 T 〃 〃 中国電力株式会社下関発電所護岸東端 U 〃 満珠島北端 V 〃 長府扇町長府4号地前面護岸2東端 W 〃 長府港町中国電力株式会社下関発電所護岸南端 点イ Aから173度1,530メートルの点 ロ BとCとを結んだ線の中央点 ハ CとDとを結んだ線の中央点 ニ EとFとを結んだ線の中央点 ホ EとGとを結んだ線上Eから5,000メートルの点 ヘ EとGとを結んだ線上Eから2,000メートルの点 ト HとIとを結んだ線とEとJとを結んだ線との交点 チ KとLとを結んだ線上Kから2,000メートルの点 リ DとMとを結んだ線上Dから2,000メートルの点 ヌ NとCとを結んだ線上Nから2,000メートルの点 ル OとCとを結んだ線上Oから2,000メートルの点 ヲ Pから178度2,000メートルの点 ワ Qから182度2,250メートルの点 カ Rから137度30分2,000メートルの点 ヨ Sから125度2,100メートルの点 タ Tから111度50分1,300メートルの点 レ Tから113度40分1,300メートルの点 ソ Tから115度1,295メートルの点 ツ Tから115度35分1,280メートルの点	第1種共同漁業	あさり漁業 にし漁業 まてがい漁業 えむし漁業 しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東侍町、長府侍町2丁目、長府川端2丁目、長府惣社町、長府逢坂町、長府土居の内町、長府中之町、長府安養寺4丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田2丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、壇之浦町、みもすそ川町、長府才川1丁目、長府才川2丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、千鳥ヶ丘町、亀浜町、千鳥浜町、王司本町1丁目、王司本町2丁目、王司本町3丁目、王司本町4丁目、王司本町5丁目、王司本町6丁目、王司上町1丁目、王司上町2丁目、王司上町3丁目、王司上町4丁目、王司上町5丁目、王司川	(1)区画漁業権に対抗することができない。 (2)関門港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。

		<p>ネ Tから120度10分1,315メートルの点 ナ BとCとを結んだ線上Bから200メートルの点 ラ Uから97度500メートルの点 ム UとVとを結んだ線上Uから100メートルの点 ウ BとWとを結んだ線上Bから400メートルの点</p>				<p>端1丁目、王司川端2丁目、王司川端3丁目、王司神田1丁目、王司神田2丁目、王司神田3丁目、王司神田4丁目、王司神田5丁目、王司神田6丁目、王司南町、乃木浜1丁目、乃木浜2丁目、乃木浜3丁目、松屋本町1丁目、松屋本町2丁目、松屋本町3丁目、松屋本町4丁目、松屋本町5丁目、松屋上町1丁目、松屋上町2丁目、松屋上町3丁目、松屋東町1丁目、松屋東町2丁目、松屋東町3丁目、王喜本町1丁目、王喜本町2丁目、王喜本町3丁目、王喜本町4丁目、王喜本町5丁目、王喜本町6丁目、王喜宇津井1丁目、王喜宇津井2丁目、王喜宇津井3丁目、木屋川本町1丁目、木屋川本町2丁目、木屋川本町3丁目、木屋川本町4丁目、木屋川本町5丁目、木屋川南町1丁目、木屋川南町2丁目、木屋川南町3丁目及び大字松屋並びに山陽小野田市</p>	
--	--	---	--	--	--	---	--

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第54号	山陽小野田市 大字小野田本 山岬以西地先	次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Gの各点を順次結んだ線、JとKとを結んだ線、LとMとを結んだ線及びNとOとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域を除く。） 点の位置 基点A 下関市みもすそ川町火の山下潮流信号所信号機基部 B 北九州市門司区門司埼灯台基部 C 下関市長府宮崎町串崎鼻東端に設置した標識 D 〃 満珠島灯台基部 E 北九州市門司区部埼灯台基部 F 山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻に設置した標柱 G 〃 大字小野田本山岬南端に設置した標識 H 北九州市門司区網の鼻東端 I 福岡県行橋市蓑島山頂上 J 下関市小月京泊豊厚橋右岸北角 K 〃 王喜本町4丁目豊厚橋左岸北角 L 山陽小野田市大字郡厚狭川橋右岸南角 M 〃 大字西高泊厚狭川橋左岸南角 N 〃 大字東高泊小野田橋右岸南角 O 〃 〃 小野田橋左岸南角 P 下関市長府港町長府埋立第3区北側護岸東端 Q 〃 〃 中国電力株式会社下関発電所護岸東端 点イ AとBとを結んだ線上最大高潮時における海面の中央点 ロ Cから173度1,530メートルの点 ハ DとEとを結んだ線の中央点 ニ EとFとを結んだ線の中央点 ホ GとHとを結んだ線の中央点 へ GとIとを結んだ線上Gから5,000メートルの点 ト Pから125度2,030メートルの点 チ Pから125度2,100メートルの点 リ Qから111度50分1,300メートルの点 ヌ Qから113度40分1,300メートルの点 ル Qから115度1,295メートルの点 ヲ Qから115度35分1,280メートルの点 ワ Qから120度10分1,315メートルの点 カ Qから120度40分1,290メートルの点 ヨ Qから119度30分1,290メートルの点 タ Qから115度35分1,260メートルの点 レ Qから114度15分1,230メートルの点 ソ Qから112度45分1,225メートルの点	第1種共同漁業	あかがい漁業 うちむらさき漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 なみがい漁業 みるくい漁業 もがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東侍町、長府侍町2丁目、長府川端2丁目、長府惣社町、長府逢坂町、長府土居の内町、長府中之町、長府安養寺4丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田2丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、壇之浦町、みもすそ川町、長府才川1丁目、長府才川2丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、千鳥ヶ丘町、亀浜町、千鳥浜町、王司本町1丁目、王司本町2丁目、王司本町3丁目、王司本町4丁目、王司本町5丁目、王司本町6丁目、王司上町1丁目、王司上町2丁目、王司上町3丁目、王司上町4丁目、王司上町5丁目、王司川端1丁目、王司	(1)区画漁業権に対抗することができない。 (2)関門港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 2月1日から6月30日まで			

							川端 2 丁目、王司川端 3 丁目、王司神田 1 丁目、王司神田 2 丁目、王司神田 3 丁目、王司神田 4 丁目、王司神田 5 丁目、王司神田 6 丁目、王司南町、乃木浜 1 丁目、乃木浜 2 丁目、乃木浜 3 丁目、松屋本町 1 丁目、松屋本町 2 丁目、松屋本町 3 丁目、松屋本町 4 丁目、松屋本町 5 丁目、松屋上町 1 丁目、松屋上町 2 丁目、松屋上町 3 丁目、松屋東町 1 丁目、松屋東町 2 丁目、松屋東町 3 丁目、王喜本町 1 丁目、王喜本町 2 丁目、王喜本町 3 丁目、王喜本町 4 丁目、王喜本町 5 丁目、王喜本町 6 丁目、王喜宇津井 1 丁目、王喜宇津井 2 丁目、王喜宇津井 3 丁目、木屋川本町 1 丁目、木屋川本町 2 丁目、木屋川本町 3 丁目、木屋川本町 4 丁目、木屋川本町 5 丁目、木屋川南町 1 丁目、木屋川南町 2 丁目、木屋川南町 3 丁目及び大字松屋並びに山陽小野田市	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第55号	山陽小野田市 大字小野田本 山岬沖合	次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識 B 北九州市門司区網の鼻東端 C 福岡県行橋市蓑島山頂上 点イ AとBとを結んだ線の中央点 ロ AとCとを結んだ線の中央点 ハ AとCとを結んだ線上Aから5,000メートルの点	第1種共同漁業	あかがい漁業 うちむらさき漁業 かき漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 なみがい漁業 にし漁業 ばかがい漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	下関市長府黒門東町、長府新松原町、長府野久留米町、長府宮崎町、長府東侍町、長府侍町2丁目、長府川端2丁目、長府惣社町、長府逢坂町、長府土居の内町、長府中之町、長府安養寺4丁目、長府金屋浜町、長府港町、長府三島町、長府八幡町、長府古城町、長府豊城町、長府四王司町、前田2丁目、長府浜浦町、阿弥陀寺町、壇之浦町、みもすそ川町、長府才川1丁目、長府才川2丁目、長府松小田本町、長府松小田中町、長府松小田南町、長府松小田東町、長府松小田北町、千鳥ヶ丘町、亀浜町、千鳥浜町、王司本町1丁目、王司本町2丁目、王司本町3丁目、王司本町4丁目、王司本町5丁目、王司本町6丁目、王司上町1丁目、王司上町2丁目、王司上町3丁目、王司上町4丁目、王司上町5丁目、王司川端1丁目、王司	
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに 限る。) いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで			

							川端 2 丁目、王司川端 3 丁目、王司神田 1 丁目、王司神田 2 丁目、王司神田 3 丁目、王司神田 4 丁目、王司神田 5 丁目、王司神田 6 丁目、王司南町、乃木浜 1 丁目、乃木浜 2 丁目、乃木浜 3 丁目、松屋本町 1 丁目、松屋本町 2 丁目、松屋本町 3 丁目、松屋本町 4 丁目、松屋本町 5 丁目、松屋上町 1 丁目、松屋上町 2 丁目、松屋上町 3 丁目、松屋東町 1 丁目、松屋東町 2 丁目、松屋東町 3 丁目、王喜本町 1 丁目、王喜本町 2 丁目、王喜本町 3 丁目、王喜本町 4 丁目、王喜本町 5 丁目、王喜本町 6 丁目、王喜宇津井 1 丁目、王喜宇津井 2 丁目、王喜宇津井 3 丁目、木屋川本町 1 丁目、木屋川本町 2 丁目、木屋川本町 3 丁目、木屋川本町 4 丁目、木屋川本町 5 丁目、木屋川南町 1 丁目、木屋川南町 2 丁目、木屋川南町 3 丁目及び大字松屋並びに山陽小野田市	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第57号	山陽小野田市 西沖干拓沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識 B 福岡県行橋市蓑島山頂上 C 宇部市大字沖宇部芝中沖埋立地-10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識 D 福岡県と大分県との境界(山国川河口中央点) E 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1,080メートルの点に設置した標柱 点イ AとBとを結んだ線上Aから5,000メートルの点 ロ AとBとを結んだ線の中央点 ハ CとDとを結んだ線の中央点 ニ Eから180度4,400メートルの点	第1種共同漁業	あかがい漁業 あさり漁業 うちむらさき漁業 かき漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 なみがい漁業 にし漁業 ばかがい漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 もがい漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	宇部市及び山陽小野田市(平成17年3月21日における小野田市の区域に限る。)	
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに限る。) いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで			

		ラ Dから126度30分475メートルの点 ム Dから118度20分350メートルの点 ウ Dから135度40分140メートルの点						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第59号	宇部市沖合	<p>次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のトを中心とした半径80メートルの円周によって囲まれた区域を除く。）</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1,080メートルの点に設置した標柱</p> <p>B 〃 大字沖宇部芝中沖埋立地-10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識</p> <p>C 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）</p> <p>D 山口市深溝藤尾鼻東端</p> <p>E 〃 秋穂二島幸崎西端</p> <p>F 防府市野島定兼鼻南端</p> <p>G 宇部市大字沖宇部宇部岬漁港八号護岸南東端</p> <p>H 防府市向島牛ヶ頸南端</p> <p>I 宇部市亀浦4丁目に設置した標識</p> <p>点イ Aから180度4,400メートルの点</p> <p>ロ BとCとを結んだ線の中央点</p> <p>ハ DとEとを結んだ線の中央点から183度の線とロとFとを結んだ線との交点</p> <p>ニ DとEとを結んだ線の中央点から183度の線とGとHとを結んだ線との交点</p> <p>ホ Iから180度6,000メートルの点</p> <p>へ BとCとを結んだ線上Bから6,500メートルの点</p> <p>ト 北緯33度49分45秒東経131度13分（日本測地系による位置）の点（北緯33度49分56.798秒東経131度12分51.353秒（世界測地系による位置）の点）</p>	第1種共同漁業	あかがい漁業 あさり漁業 うちむらさき漁業 かき漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 なみがい漁業 にし漁業 ばかがい漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 もがい漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	宇部市	
			第2種共同漁業	建網漁業（網丈1.5メートル以下のものに限る。） いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から7月31日まで			

			第 2 種共 同漁業	建網漁業(網丈 1.5 メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで			
--	--	--	---------------	--	---	--	--	--

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 61 号	山口市阿知須 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山口市白石南側頂上 B 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点 点イ Aから50度500メートルの点 ロ Aから320度500メートルの点 ハ Bから109度30分1,400メートルの点 ニ Bから109度30分2,200メートルの点	第3種共 同漁業	ぼらちぬ飼付漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	山口市阿知須	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 62 号	宇部市大字東 岐波地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 宇部市周防立石灯台基部 B 〃 と山口市との最大高潮時海岸線における境界点 点イ Aから240度500メートルの点 ロ Aから135度500メートルの点 ハ Bから109度30分2,200メートルの点 ニ Bから109度30分1,400メートルの点	第3種共 同漁業	ぼらちぬ飼付漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	宇部市大字東 岐波及び山口 市阿知須	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 64 号	山口市秋穂東 大海小浜崎地 先	次のB、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 山口市秋穂東小磯崎南端 B Aから276度の線と最大高潮時海岸線との交点に設置した標識 C 山口市秋穂東小浜灯台基部 点イ Aから223度300メートルの点 ロ Cから162度15分1,000メートルの点 ハ Cから152度45分800メートルの点 ニ Cから147度15分420メートルの点 ホ Cから90度150メートルの点	第3種共 同漁業	ぼらちぬ飼付漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	山口市秋穂東 (旧大海村の 区域に限る。) 並びに防府市 大字台道及び 大字西浦	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 65 号	山口市秋穂東 大海小磯崎地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 山口市秋穂東小浜灯台基部 点イ Aから139度30分1,230メートルの点 ロ Aから173度30分1,030メートルの点 ハ Aから174度30分1,330メートルの点 ニ Aから146度1,500メートルの点	第3種共 同漁業	ぼらちぬ飼付漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	山口市秋穂東 (旧大海村の 区域に限る。) 並びに防府市 大字台道及び 大字西浦	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 66 号	防府市大字西 浦地藏鼻地先	次のB、イ、ロ、ハ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 防府市西浦漁港西防波堤突端 B 〃 西浦漁港西1号防波堤灯台 C 〃 大字西浦地藏鼻南端に設置した標柱 点イ Aから348度100メートルの点 ロ Aから251度30分230メートルの点 ハ Aから194度15分850メートルの点	第3種共 同漁業	ぼらちぬ飼付漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	山口市秋穂東 (旧大海村の 区域に限る。) 並びに防府市 大字台道及び 大字西浦	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 67 号	防府市大字西 浦地藏鼻沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 防府市西浦漁港西防波堤突端 点イ Aから202度1,400メートルの点 ロ Aから212度30分1,550メートルの点 ハ Aから207度30分1,820メートルの点 ニ Aから198度15分1,700メートルの点	第3種共 同漁業	ぼらちぬ飼付漁業	6月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	山口市秋穂東 (旧大海村の 区域に限る。) 並びに防府市 大字台道及び 大字西浦	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 70 号	防府市佐波島 地先	次のAを中心とした半径800メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 基点A 防府市佐波島頂上	第1種共 同漁業	ほんだわら漁業 あわび漁業 うちむらさき漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 なみがい漁業 みるくい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月 1日から令和 15年12月31 日まで	防府市(防府市 大字台道及び 大字野島を除 く。)	
			第2種共 同漁業	建網漁業(網丈1.5 メートル以下のもの に限る。) いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで			

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第71号	山口市及び防府市沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のNを中心とした半径800メートルの円周によって囲まれた区域を除く。） 点の位置 基点A 山口市深溝藤尾鼻東端 B 〃 秋穂二島幸崎西端 C 防府市向島牛ヶ頸南端 D 宇部市大字沖宇部宇部岬漁港八号護岸南東端 E 〃 大字沖宇部芝中沖埋立地-10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識 F 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点） G 防府市野島定兼鼻南端 H 〃 と周南市との最大高潮時海岸線における境界点 I 〃 野島天石鼻西端 J 〃 向島タズノ鼻南端 K 周南市馬島金崎南端 L 〃 大津島丸山鼻北端 M 防府市大字西浦地藏鼻南端に設置した標柱 N 〃 佐波島頂上 点イ AとBとを結んだ線の中央点から183度の線とCとDとを結んだ線との交点 点ロ AとBとを結んだ線の中央点から183度の線とEとFとを結んだ線の中央点とGとを結んだ線との交点 点ハ Gから255度2,700メートルの点 点ニ HとIとを結んだ線とJとKとを結んだ線との交点 点ホ HとIとを結んだ線とJとLとを結んだ線との交点 点へ Jから180度1,000メートルの点 点ト CとDとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点	第1種共同漁業	あかがい漁業 あさり漁業 うちむらさき漁業 かき漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 なみがい漁業 にし漁業 ばかがい漁業 みるくい漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	山口市及び防府市	
			第2種共同漁業	建網漁業（網丈1.5メートル以下のものに限る。） いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から7月31日まで			

				ばかがい漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 もがい漁業 よめがかさ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えぼしがい漁業 えむし漁業 かめので漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業 えり漁業 しろうお四つ手網 漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 75 号	光市大字浅江、 虹ヶ浜2丁目、 虹ヶ浜3丁目、 浅江6丁目及 び浅江7丁目 地先	次のA、B、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 光市大字浅江柱崎南端 B 〃 大字島田徳山下松港（光港）護岸西端 C 〃 浅江6丁目島田川河口右岸護岸南端	第3種共 同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	光市（光市大 字牛島を除 く。）	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 76 号	光市光井1丁目、室積新開1丁目、室積松原、室積4丁目及び室積6丁目地先	次のAとBとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 光市光漁港（戸仲）戸仲南防波堤南東角 B 〃 光漁港（西ノ浜）西ノ浜A防波堤基部	第3種共 同漁業	地びき網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	光市（光市大字牛島を除く。）	

				限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで			
--	--	--	--	---------------------------	---------------------------------	--	--	--

				限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで			
--	--	--	--	---------------------------	---------------------------------	--	--	--

				しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで			

				しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5 メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			

				しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5 メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			

				たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			

				しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで			

		ロ Cから180度300メートルの点 ハ Dから90度300メートルの点 ニ Eから135度300メートルの点 ホ FとGとを結んだ線上Fから300メートルの点 ヘ FとHとを結んだ線上Fから300メートルの点 ト IとJとを結んだ線上Iから300メートルの点 チ Kから180度300メートルの点 リ KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点 ヌ LとKとを結んだ線上Lから300メートルの点 ル HとFとを結んだ線上Hから300メートルの点 ヲ JとCとを結んだ線上Jから300メートルの点 ワ JとGとを結んだ線上Jから300メートルの点 カ Mから90度300メートルの点 ヨ Nから90度300メートルの点 タ OとGとを結んだ線上Oから300メートルの点とレとを結んだ線とLとPとを結んだ線との交点 レ QとRとを結んだ線の中央点 ソ SとTとを結んだ線の中央点 ツ UとVとを結んだ線の中央点 ネ WとXとを結んだ線上Wから300メートルの点 ナ YとWとを結んだ線上Yから300メートルの点 ラ YとZとを結んだ線上Yから500メートルの点 ム A' とB' とを結んだ線上A' から300メートルの点 ウ C' とD' とを結んだ線上C' から300メートルの点 卍 C' とB' とを結んだ線上C' から300メートルの点 ノ E' とF' とを結んだ線上E' から300メートルの点 オ G' とH' とを結んだ線上G' から300メートルの点 ク I' とH' とを結んだ線上I' から300メートルの点 ヤ J' とH' とを結んだ線上J' から300メートルの点 マ K' とL' とを結んだ線上K' から300メートルの点 ケ M' とN' とを結んだ線上M' から300メートルの点 フ O' とN' とを結んだ線上O' から300メートルの点 コ P' とH' とを結んだ線上P' から300メートルの点		たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで			

				たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで			

				たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで			

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 87 号	熊毛郡上関町 横島岩戸崎地 先	次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端 B 〃 〃 宇和島南西端 C 〃 〃 横島平バエ鼻東端 D 〃 〃 八島洲崎北東端 点イ AとBとを結んだ線上Aから1,000メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから1,200メートルの点	第3種共 同漁業	たい飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	熊毛郡上関町 大字長島（四 代地区を除 く。）及び大字 八島	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 88 号	熊毛郡上関町 八島平根崎地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 熊毛郡上関町八島灯台基部 点イ Aから240度600メートルの点 ロ Aから205度1,300メートルの点 ハ Aから155度1,300メートルの点 ニ Aから120度600メートルの点	第3種共 同漁業	たい飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	熊毛郡上関町 大字長島（四 代地区を除 く。）及び大字 八島	

			第 2 種共 同漁業	建網漁業(網丈 1.5 メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで			
--	--	--	---------------	--	---	--	--	--

				なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに 限る。)	1月1日から12月31日まで			
				小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで			
				いか巣網漁業	4月1日から6月30日まで			

				なまこ漁業	1月1日から12月31日まで			
			第2種共同漁業	建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに 限る。) 小型定置網漁業 いか巣網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 4月1日から6月30日まで			

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 92 号	熊毛郡上関町 小祝島瀬戸地 先	次のA、B、C、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 熊毛郡上関町小祝島南西端 B " " 祝島平ドア頂上 C " " 小島北東端 D " " 小祝島北東端	第 3 種共 同漁業	たい飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 15 年 12 月 31 日 まで	熊毛郡上関町 大字祝島	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 93 号	熊毛郡上関町 祝島烏帽子鼻 地先	次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 熊毛郡上関町祝島烏帽子鼻に設置した標柱 B 〃 〃 天田島灯台基部 C 〃 〃 祝島オトモ鼻西C護岸東角 D 〃 〃 叶島西端 E 〃 〃 大字祝島986番地2地先の護岸に設置した標識 F 〃 〃 長島現後鼻北西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから500メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから500メートルの点	第3種共 同漁業	たい飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	熊毛郡上関町 大字祝島	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第94号	光市並びに熊毛郡田布施町、平生町及び上関町沖合	<p>次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、M、ト、チ、Nの各点を順次結んだ線、SとTとを結んだ線及びUとVとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（共第74号、共第77号から共第86号まで及び共第89号から共第91号までの漁業権に係る漁場の区域を除く。）</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 光市大字浅江字懸山周南流域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱</p> <p>B 〃 牛島黒岳南端</p> <p>C 防府市野島定兼鼻南端</p> <p>D 熊毛郡上関町祝島オトモ鼻西C護岸東角</p> <p>E 下松市笠戸島火振岬南端</p> <p>F 熊毛郡平生町佐合島蜂巢鼻北端</p> <p>G 光市尾島仏の岩北端</p> <p>H 〃 大字室積村梶取岬南端</p> <p>I 〃 尾島明神鼻東端</p> <p>J 熊毛郡上関町八島灯台基部</p> <p>K 〃 〃 祝島南西端</p> <p>L 〃 〃 ホウジロ灯台基部</p> <p>M 柳井市ハンドウ島西端</p> <p>N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>O 柳井市平郡島嶺崎南端</p> <p>P 熊毛郡上関町横島岩戸崎南端</p> <p>Q 柳井市平郡島蛇の池西側角</p> <p>R 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端</p> <p>S 光市浅江千歳大橋右岸南角</p> <p>T 〃 島田千歳大橋左岸南角</p> <p>U 熊毛郡田布施町大字麻郷新八海橋右岸北角</p> <p>V 〃 平生町新八海橋左岸北角</p> <p>点イ Aから199度の線とBとCとを結んだ線との交点</p> <p>ロ FからGを見通した線とDとEとを結んだ線との交点</p> <p>ハ HからIを見通した線とJからKを見通した線との交点</p> <p>ニ Lから180度3,000メートルの点</p> <p>ホ Jから160度3,000メートルの点</p> <p>へ Jから115度4,000メートルの点</p> <p>ト OとPとを結んだ線の中央点</p> <p>チ MとNとを結んだ線とQとRとを結んだ線との交点</p>	第1種共同漁業	<p>あかがい漁業</p> <p>いたやがい漁業</p> <p>うちむらさき漁業</p> <p>おおのがい漁業</p> <p>たいらぎ漁業</p> <p>とりがい漁業</p> <p>なみがい漁業</p> <p>にし漁業</p> <p>まてがい漁業</p> <p>みるくい漁業</p> <p>もがい漁業</p> <p>しゃこ漁業</p> <p>たこ漁業</p> <p>なまこ漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p> <p>1月1日から12月31日まで</p>	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	光市並びに熊毛郡田布施町、平生町及び上関町	第3種共同漁業権に対抗することができない。
			第2種共同漁業	<p>建網漁業(網丈1.5メートル以下のものに限る。)</p> <p>いか巣網漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p> <p>4月1日から6月30日まで</p>			

		ヨ Vから180度300メートルの点 タ Wから180度100メートルの点 レ Wから90度300メートルの点 ソ XとYとを結んだ線上Xから300メートルの点 ツ ZとA'とを結んだ線上Zから300メートルの点 ネ ZとB'とを結んだ線上Zから300メートルの点 ナ C'とD'とを結んだ線上C'から300メートルの点 ラ ZとAとを結んだ線とB'とC'とを結んだ線との交点						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 100 号	柳井市掛津島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市掛津島松節鼻東端 B 大島郡周防大島町大字秋仏崎南端 C 柳井市掛津島水谷北西端 D 大島郡周防大島町上荷内島南端 E 柳井市掛津島長浜崎西端 F 〃 平郡島風無鼻北端 G 〃 掛津島州鼻南端 H 〃 平郡島今崎北端 I 大島郡周防大島町大字外入伊崎鼻南端 J 柳井市平郡漁港（東浦）羽仁A防波堤南東角 K 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点 ホ HとIとを結んだ線とJとAとを結んだ線との交点 へ AとKとを結んだ線上Aから300メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 おおのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	柳井市平郡	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 101 号	柳井市ハンド ウ島地先	次のBとIとを結んだ線、Aを中心とした半径150メートルの円の北側の円弧及びロとBとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市ハンドウ島頂上 B 〃 ハンドウ島西端 C 熊毛郡上関町横島南端 D 柳井市平郡島嶺崎南端 E 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上 F 熊毛郡上関町八島南端 G 柳井市掛津島松節鼻東端 H 〃 平郡島盛鼻北東端 点I CとDとを結んだ線の中央点とBとを結んだ線上Bから150メートルの点 ロ EとFとを結んだ線とGからHを見通した線との交点とBとを結んだ線上Bから150メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	柳井市平郡	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 102 号	柳井市遠崎及 び大島地先	次のA、イ、ロ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市遠崎境川河口左岸南角 B 〃 烏島北端 C 〃 大島大橋第三橋脚南西角 D 大島郡周防大島町大島大橋第四橋脚北西角 E 柳井市裸島頂上 F 〃 神代石神川河口左岸南角 G 大島郡周防大島町大字小松中央物揚場東角 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線の中央点とEとを結んだ線との 交点 ロ CとDとを結んだ線の中央点とEとを結んだ線とFとGとを結んだ線との 交点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あおりのり漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 おごりのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 もがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	柳井市遠崎、 大島及び神代	区画漁業権に 対抗すること ができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 104 号	柳井市大磯漁 場	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 柳井市神代瀬戸鼻南端 B 大島郡周防大島町笠佐島北西端 C 柳井市神代石神川河口左岸南角 D 大島郡周防大島町大字小松中央物揚場東角 E 柳井市鳴門漁港（遠崎）沖側防波堤南東角 F 大島郡周防大島町小松港小松地区A防波堤基部 G 〃 〃 野島北西端 H 〃 〃 笠佐島南東端 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 ロ AとBとを結んだ線とEとFとを結んだ線との交点 ハ EとFとを結んだ線とGからHを見通した線との交点 ニ CとDとを結んだ線とGからHを見通した線との交点	第 1 種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	柳井市遠崎、 大島及び神代 並びに大島郡 周防大島町大 字東三蒲、大 字西三蒲、大 字笠佐島、大 字小松、大字 小松開作、大 字志佐、大字 東屋代、大字 西屋代、大字 家房、大字出 井、大字戸 田、大字横 見、大字日見	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 106 号	岩国市由宇町 地先	次のA、イ、ロ、ハ、Eの各点を順次結んだ線及びGとHとを結んだ線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市由宇町神東飛石下の石南端 B 大島郡周防大島町前島北端 C 岩国市由宇町第一干拓護岸北東端 D 〃 甲島南東端 E 岩国市長野と同市由宇町との最大高潮時海岸線における境界点 F 広島県呉市倉橋島岳浦山頂上 G 岩国市由宇町山陽本線由宇川橋梁右岸下流端 H 〃 〃 山陽本線由宇川橋梁左岸下流端 点イ AとBとを結んだ線上Aから500メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから500メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あおりのり漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 もがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	岩国市由宇町 (岩国市由宇 町神東を除 く。)	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 107 号	岩国市由宇町 甲島地先	次のC、イ、ロ、ハ、ニ、Gの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市甲島頂上 B 広島県大竹市玖波町 356 高地 C AとBとを結んだ線と広島県大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点 D 岩国市三角町 1 丁目東新開作護岸南東端 E 岩国市由宇港由宇 1 号防波堤灯台基部 F 広島県呉市鹿島宮の口鼻南端 G AとFとを結んだ線と広島県大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点 点イ CとBとを結んだ線上Cから 300 メートルの点 ロ AとDとを結んだ線と最大高潮時海岸線との交点からD方向へ 300 メートルの点 ハ AとEとを結んだ線と最大高潮時海岸線との交点からE方向へ 300 メートルの点 ニ GとFとを結んだ線上Gから 300 メートルの点	第 1 種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 まてがい漁業 もがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和 6 年 1 月 1 日から 令和 15 年 12 月 31 日 まで	岩国市由宇町 (岩国市由宇 町神東を除 く。)	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 108 号	岩国市通津地 先	次のA、イ、ロ、Cの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市長野と同市由宇町との最大高潮時海岸線における境界点 B 広島県呉市倉橋島岳浦山頂上 C 岩国市通津波の浦水路出口中央点に設置した標識 点イ AとBとを結んだ線上Aから500メートルの点 ロ CとBとを結んだ線上Cから600メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あおりの漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 おごりの漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 おおのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 もがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	岩国市通津及 び長野	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 112 号	岩国市端島、 手島及び保高 島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市保高島北端 B 広島県江田島市長島南端 C 岩国市保高島北西端 D 〃 甲島頂上 E 〃 中小島頂上 F 〃 伊勢小島北端 G 〃 端島南端 H 〃 芋島西端 I 〃 黒島南東端 J 〃 柱島平崎南西端 K 〃 端島光石鼻東端 L 〃 石小島頂上 M 〃 手島東端 N 広島県呉市西五番之碕灯標 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ EとFとを結んだ線とGからHを見通した線との交点 ホ GとIとを結んだ線上Gから300メートルの点 へ GとJとを結んだ線上Gから300メートルの点 ト KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点 チ MとNとを結んだ線上Mから300メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	岩国市柱島	区画漁業権に 対抗すること ができない。

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第113号	岩国市柱島、小柱島、続島、長島及び福良島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市小柱島明神神窪の鼻北西端 B 〃 手島東端 C 〃 石小島頂上 D 〃 中小島頂上 E 〃 端島南端 F 〃 柱島大崩の鼻西端 G 〃 柱島平崎南西端 H 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上鼻北端 I 岩国市続島州鼻北端 J 〃 福良島西端 K 〃 福良島南端 L 大島郡周防大島町大字伊保田松ケ鼻北東端 M 愛媛県松山市津和地島苺藻鼻南西端 N 岩国市続島東端 O 〃 柱島新宮鼻東端 P 広島県呉市横島南端 Q 岩国市柱島柱島港（松田）沖側防波堤北端 R 〃 小柱島東端 S 広島県呉市西五番之碓灯標 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ CとEとを結んだ線とFとDとを結んだ線との交点 ニ FとEとを結んだ線上Fから300メートルの点 ホ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点 へ IとHとを結んだ線上Iから300メートルの点 ト JとHとを結んだ線上Jから300メートルの点 チ KとLとを結んだ線上Kから300メートルの点 リ KとMとを結んだ線上Kから300メートルの点 ヌ Nから90度300メートルの点 ル OとPとを結んだ線上Oから300メートルの点 ヲ QとPとを結んだ線上Qから300メートルの点 ワ RとPとを結んだ線上Rから300メートルの点 カ RとSとを結んだ線上Rから300メートルの点	第1種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	岩国市柱島	区画漁業権に對抗することができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 114 号	岩国市伊勢小 島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市伊勢小島北端 B 〃 保高島北西端 C 〃 由宇港由宇1号防波堤灯台基部 D 〃 伊勢小島南端 E 大島郡周防大島町前島南端 F 岩国市鞍掛島東端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ AとCとを結んだ線上Aから300メートルの点 ハ DとEとを結んだ線上Dから300メートルの点 ニ DとFとを結んだ線上Dから300メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	岩国市柱島	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 115 号	岩国市黒島地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市黒島北端 B 〃 伊勢小島南端 C 〃 黒島ヨモギの鼻西端 D 大島郡周防大島町前島南端 E 岩国市黒島南端 F 大島郡周防大島町大字久賀大崎鼻北端 G 岩国市黒島南東端 H 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上鼻北端 I 岩国市黒島荒神小島東端 J 〃 端島南端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点 ホ IとJとを結んだ線上Iから300メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	岩国市柱島	区画漁業権に 対抗すること ができない。

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 116 号	岩国市鞍掛島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 岩国市鞍掛島北端 B 〃 芋島西端 C 〃 鞍掛島北西端 D 〃 黒島南端 E 〃 鞍掛島南端 F 大島郡周防大島町頭島セイゼノ上鼻北端 G 岩国市鞍掛島東端 H 〃 福良島南端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	岩国市柱島	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 117 号	大島郡周防大 島町笠佐島及 び野島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町笠佐島北西端 B 柳井市神代瀬戸鼻南端 C 〃 鳴門漁港（遠崎）沖側防波堤南東角 D 大島郡周防大島町小松港小松地区A防波堤基部 E 柳井市裸島頂上 F 大島郡周防大島町笠佐島西端 G 柳井市伊保庄黒島防波堤基部 H 大島郡周防大島町野島南端 I 柳井市島島北端 J 大島郡周防大島町大字志佐脇ヶ鼻西端 K 〃 〃 野島北西端 L 〃 〃 笠佐島南東端 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 ロ AとEとを結んだ線上Aから300メートルの点 ハ FとGとを結んだ線上Fから300メートルの点 ニ HとIとを結んだ線上Hから300メートルの点 ホ HとJとを結んだ線上Hから300メートルの点 へ CとDとを結んだ線とKからLを見通した線との交点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あまも漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 まてがい漁業 もがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字東三 蒲、大字西三 蒲、大字小 松、大字笠佐 島、大字小松 開作、大字志 佐、大字東屋 代、大字西屋 代、大字日 見、大字横 見、大字戸 田、大字出井 及び大字家房	

		ヲ SとUとを結んだ線上Sから300メートルの点 ワ RとVとを結んだ線上Rから500メートルの点 カ VとRとを結んだ線上Vから300メートルの点 ヨ VとWとを結んだ線上Vから300メートルの点 タ XとUとを結んだ線上Xから300メートルの点 レ YとZとを結んだ線上Yから300メートルの点 ソ A' とB' とを結んだ線上A' から300メートルの点 ツ C' とZとを結んだ線上C' から300メートルの点 ネ D' とE' とを結んだ線上D' から300メートルの点						
--	--	--	--	--	--	--	--	--

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第119号	大島郡周防大島町上荷内島及び下荷内島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町上荷内島南端 B 柳井市平郡島黒鼻北端 C 大島郡周防大島町上荷内島東端 D 〃 〃 沖家室島長瀬灯標 E 〃 〃 上荷内島北東端 F 〃 〃 大字戸田押前鼻西端 G 〃 〃 下荷内島北西端 H 〃 〃 彦島頂上 I 柳井市阿月横添鼻東端 J 大島郡周防大島町下荷内島南西端 K 熊毛郡上関町舵掛岩灯標 L 大島郡周防大島町下荷内島南端 M 柳井市平郡島甲月鼻北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから300メートルの点 ホ GとIとを結んだ線上Gから300メートルの点 へ JとKとを結んだ線上Jから300メートルの点 ト LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点	第1種共同漁業	あおさ漁業 あまも漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 ところぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	大島郡周防大島町大字東三蒲、大字西三蒲、大字小松、大字笠佐島、大字小松開作、大字志佐、大字東屋代、大字西屋代、大字日見、大字横見、大字戸田、大字出井及び大字家房	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 121 号	大島郡周防大 島町立島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町立島北端 B 〃 〃 大字東安下庄ヨボシ岩頂上 C 〃 〃 立島西端 D 〃 〃 大字西安下庄安下崎東端 E 〃 〃 立島南端 F 柳井市平郡島盛鼻北端 G 大島郡周防大島町立島東端 H 〃 〃 大字外入ろんどん鼻西端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから400メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字秋、 大字西安下庄 及び大字東安 下庄	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 123 号	大島郡周防大 島町福島地先	次のAを中心とした半径400メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町福島頂上	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 おごり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字久賀 及び大字棕野	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 124 号	大島郡周防大 島町前島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町前島八十崎島西端 B 〃 〃 福島頂上 C 〃 〃 前島南端 D 〃 〃 久賀港中央防波堤北西角 E 〃 〃 前島犬戻鼻南東端 F 岩国市黒島南端 G 大島郡周防大島町前島鳩ヶ窪鼻東端 H 岩国市黒島北端 I 〃 甲島南東端 J 大島郡周防大島町前島北端 K 岩国市由宇港由宇1号防波堤灯台基部 L 大島郡周防大島町前島カナガサイ鼻西端 M 岩国市由宇町水尻川河口左岸東角 N 大島郡周防大島町前島松ヶ鼻南西端 O 岩国市由宇町由宇漁港（神代駅前）旧防波堤突端跡に設置した標識 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ GとHとを結んだ線上Gから400メートルの点 ホ GとIとを結んだ線上Gから400メートルの点 へ JとKとを結んだ線上Jから300メートルの点 ト LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点 チ NとOとを結んだ線上Nから300メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 おごのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 まてがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字久賀 及び大字椋野	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 125 号	大島郡周防大 島町沖の磯	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町久賀港大崎鼻灯台基部 B 岩国市伊勢小島南東端 C 大島郡周防大島町福島頂上 D " " 浮島丸岩の鼻南端 E 岩国市黒島南端 F 大島郡周防大島町前島南端 G " " 浮島楽の江鼻西端 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 ロ CとDとを結んだ線とAとEとを結んだ線との交点 ハ AとEとを結んだ線とFとGとを結んだ線との交点 ニ AとBとを結んだ線とFとGとを結んだ線との交点	第 1 種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字久賀 及び大字椋野	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 127 号	大島郡周防大 島町大字油 良、大字土居 及び大字日前 地先	次のA、イ、ロ、ハ、Fの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大字油良と同郡同町大字西方との最大高潮時海岸線にお ける境界点 B 〃 〃 大字油良よしが崎北東端 C 〃 〃 前小島北端 D 〃 〃 飛瀬島東端 E 〃 〃 浮島楽の江鼻西端 F 〃 〃 大字久賀と同郡同町大字日前との最大高潮時海岸線にお ける境界点 G 岩国市鞍掛島北西端 点イ BとCとを結んだ線上Bから300メートルの点 ロ DとEとを結んだ線上Dから400メートルの点 ハ FとGとを結んだ線上Fから400メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あおりの漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 おごりの漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 おおのがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 まてがい漁業 もがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 11月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 12月1日から翌年8月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字油 良、大字土居 及び大字日前	

		P' " " 津和地島苅藻鼻南西端 Q' 大島郡周防大島町情島大磯鼻北端 R' 愛媛県松山市津和地島剣の鼻北西端 S' 広島県呉市西五番之碕灯標 T' 岩国市福良島南端 U' 愛媛県松山市津和地島友落鼻西端 V' 岩国市小柱島東端 W' 大島郡周防大島町大字伊保田松ケ鼻北東端 X' 愛媛県松山市津和地島氏神鼻北端 Y' 大島郡周防大島町情島黒崎鼻北西端 Z' 岩国市長島南端 A'' 大島郡周防大島町大字伊保田瀬戸ケ鼻北端 B'' " " 金丸島南端 C'' " " 伊保田港A防波堤東灯台基部 D'' " " 大字伊保田大崎鼻北端 E'' 岩国市福良島東端 F'' 大島郡周防大島町大字伊保田門脇鼻北端 G'' 岩国市鞍掛島北東端 H'' 大島郡周防大島町大字和田厨子ケ鼻西端 I'' " " 鍋島頂上 J'' " " 和田漁港(東泊)東泊A防波堤突端 K'' " " 頭島沖の久保鼻東端 L'' " " 大字神浦松ケ鼻北端 M'' " " 満島頂上 N'' " " 乙小島北端 O'' " " 浮島はなぐり鼻東端 P'' " " 前小島南端 Q'' " " 飛瀬島南端 R'' " " 中小島北端 S'' " " 乙小島南端 T'' " " ハンド島頂上 U'' " " 大字森タケノシタ鼻北端 V'' " " 我島南端 W'' " " 我島北端 X'' " " 前島南端 Y'' " " 大字油良弁天鼻東端 Z'' " " 大字油良と同郡同町大字西方との最大高潮時海岸線に おける境界点 A''' " " 大字油良よしが崎北東端 B''' " " 前小島北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ EとDとを結んだ線上Eから700メートルの点 ニ EとFとを結んだ線上Eから600メートルの点 ホ GとBとを結んだ線上Gから600メートルの点 へ BとHとを結んだ線上Bから300メートルの点 ト IとJとを結んだ線上Iから300メートルの点 チ Kから180度300メートルの点 リ LとMとを結んだ線上Lから300メートルの点 ヌ MとNとを結んだ線上Mから300メートルの点 ル OとPとを結んだ線上Oから300メートルの点						
--	--	---	--	--	--	--	--	--

		<p> ヲ QとRとを結んだ線上Qから300メートルの点 ワ SとTとを結んだ線上Sから300メートルの点 カ UとVとを結んだ線上Uから300メートルの点 ヨ WとVとを結んだ線上Wから300メートルの点 タ XとWとを結んだ線上Xから300メートルの点 レ VとRとを結んだ線上Vから300メートルの点 ソ YとZとを結んだ線上Yから300メートルの点 ツ A' とB' とを結んだ線上A' から300メートルの点 ネ B' から180度300メートルの点 ナ C' とD' とを結んだ線上C' から300メートルの点 ラ E' とF' とを結んだ線上E' から300メートルの点 ム D' とB' とを結んだ線上D' から300メートルの点 ウ ZとRとを結んだ線上Zから300メートルの点 キ G' とH' とを結んだ線上G' から300メートルの点 ノ I' とE' とを結んだ線上I' から300メートルの点 オ J' とG' とを結んだ線上J' から300メートルの点 ク K' とG' とを結んだ線上K' から300メートルの点 ヤ L' とM' とを結んだ線上L' から300メートルの点 マ N' とO' とを結んだ線上N' から400メートルの点 ケ N' とP' とを結んだ線上N' から300メートルの点 フ Q' とR' とを結んだ線上Q' から300メートルの点 コ Q' とS' とを結んだ線とT' とU' とを結んだ線との交点 エ Q' とV' とを結んだ線とT' とU' とを結んだ線との交点 テ Q' とT' とを結んだ線とX' とY' とを結んだ線との交点 ア Y' とZ' とを結んだ線上Y' から300メートルの点 サ Y' とW' とを結んだ線上Y' から300メートルの点 キ A'' とB'' とを結んだ線上A'' から300メートルの点 ユ C'' とB'' とを結んだ線上C'' から300メートルの点 メ W' とY' とを結んだ線上W' から300メートルの点 ミ D'' とE'' とを結んだ線上D'' から300メートルの点 シ F'' とG'' とを結んだ線上F'' から300メートルの点 エ H'' とI'' とを結んだ線上H'' から600メートルの点 ヒ J'' とK'' とを結んだ線上J'' から300メートルの点 モ L'' とM'' とを結んだ線上L'' から500メートルの点 セ L'' とK'' とを結んだ線とM'' とN'' とを結んだ線との交点 ス I'' とO'' とを結んだ線とM'' とN'' とを結んだ線との交点 ン L'' とP'' とを結んだ線とQ'' からR'' を見通した線との交点 イ' P'' とI'' とを結んだ線上P'' から400メートルの点 ロ' R'' とS'' とを結んだ線上R'' から300メートルの点 ハ' R'' とT'' とを結んだ線上R'' から300メートルの点 ニ' U'' とV'' とを結んだ線上U'' から500メートルの点 ホ' W'' とX'' とを結んだ線上W'' から300メートルの点 ヘ' V'' とY'' とを結んだ線上V'' から400メートルの点 ト' A'''とB'''とを結んだ線上A'''から300メートルの点とZ'' とを結んだ線と V'' とY'' とを結んだ線との交点 </p>					
--	--	--	--	--	--	--	--

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 129 号	大島郡周防大 島町大字沖家 室島沖センガ イ瀬地先	次のAを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町センガイ瀬灯標	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字伊保 田、大字油 宇、大字和 田、大字内 入、大字小 泊、大字和 佐、大字神 浦、大字森、 大字平野、大 字西方、大字 外入、大字地 家室及び大字 沖家室地先	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 130 号	大島郡周防大 島町大水無瀬 島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町大水無瀬島洲首鼻北端 B 〃 〃 大字地家室牛ケ首南端 C 〃 〃 大水無瀬島西端 D 柳井市掛津島州鼻南端 E 大島郡周防大島町大水無瀬島南端 F 〃 〃 小水無瀬島イガイソ北西端 G 愛媛県大洲市青島西端 H 〃 松山市由利島南端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ CとDとを結んだ線上Cから400メートルの点 ハ EとFとを結んだ線上Eから300メートルの点 ニ EとGとを結んだ線上Eから500メートルの点 ホ AとHとを結んだ線上Aから400メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字伊保 田、大字油 宇、大字和 田、大字内 入、大字小 泊、大字和 佐、大字神 浦、大字森、 大字平野、大 字西方、大字 外入、大字地 家室及び大字 沖家室地先	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第131号	大島郡周防大島町小水無瀬島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町小水無瀬島イガイソ北西端 B " " 大水無瀬島南端 C 柳井市平郡島盛鼻北端 D 大島郡周防大島町小水無瀬島灯台基部 E " " 小水無瀬島えんの下東端 点イ AとBとを結んだ線上Aから300メートルの点 ロ AとCとを結んだ線上Aから300メートルの点 ハ Dから180度300メートルの点 ニ Eから90度300メートルの点	第1種共同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 いわのり漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 11月1日から翌年4月30日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	大島郡周防大島町大字伊保田、大字油宇、大字和田、大字内入、大字小泊、大字和佐、大字神浦、大字森、大字平野、大字西方、大字外入、大字地家室及び大字沖家室地先	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 132 号	大島郡周防大 島町片島地先	<p>次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（イとロとを結ぶ線はCを中心とした半径1,000メートルの円の北側の円弧とし、ハとニとを結ぶ線はAを中心とした半径500メートルの円の南側の円弧とする。）</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南端</p> <p>B 愛媛県松山市小市島南端</p> <p>C 大島郡周防大島町大石灯標</p> <p>点イ Cを中心とした半径1,000メートルの円弧と大島郡周防大島町片島の最大高潮時海岸線との北側の交点</p> <p>ロ Cを中心とした半径1,000メートルの円弧とAとBとを結んだ線との交点</p> <p>ハ Aを中心とした半径500メートルの円弧とAとBとを結んだ線との交点</p> <p>ニ Aを中心とした半径500メートルの円弧と大島郡周防大島町片島の最大高潮時海岸線との西側の交点</p>	第3種共 同漁業	たい飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字伊保 田、大字油 宇、大字和 田、大字内 入、大字小 泊、大字和 佐、大字神 浦、大字森、 大字平野、大 字西方、大字 外入、大字地 家室及び大字 沖家室地先	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 133 号	大島郡周防大 島町根ナシ礁 灯標地先	次のAを中心とした半径300メートルの円周によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町根ナシ礁灯標	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字伊保 田、大字油 宇、大字和 田、大字内 入、大字小 泊、大字和 佐、大字神 浦、大字森、 大字平野、大 字西方、大字 外入、大字地 家室及び大字 沖家室地先	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 134 号	大島郡周防大 島町大字伊保 田地先	次のA、イ、ロ、F、Eの各点を順次結んだ線及びGとハとを結んだ線と最大高潮時海岸線 とによって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町情島北端 B 愛媛県松山市津和地島苺藻鼻南西端 C 岩国市柱島新宮鼻東端 D 愛媛県松山市二神島クツレ岩鼻北西端 E 大島郡周防大島町大字伊保田丸岩頂上 F 〃 〃 諸島岩窟南端 G 〃 〃 大字伊保田瀬戸ヶ鼻北西端 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 ロ CとDとを結んだ線とEからFを見通した線との交点 ハ Gから20度の線と大島郡周防大島町情島南西岸の最大高潮時海岸線との交 点	第3種共 同漁業	たい飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字伊保 田、大字油 宇、大字和 田、大字内 入、大字小 泊、大字和 佐、大字神 浦、大字森、 大字平野、大 字西方、大字 外入、大字地 家室及び大字 沖家室地先	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 135 号	大島郡周防大 島町満島地先	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町満島頂上 B 岩国市鞍掛島南西端 C 大島郡周防大島町乙小島北端 D " " 大字和田厨子ヶ鼻西端 E " " 大字伊保田門脇鼻北端 点イ AとBとを結んだ線上Aから500メートルの点 ロ AとCとを結んだ線上Aから400メートルの点 ハ AとDとを結んだ線上Aから400メートルの点 ニ AとEとを結んだ線上Aから400メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字伊保 田、大字油 宇、大字和 田、大字内 入、大字小 泊、大字和 佐、大字神 浦、大字森、 大字平野、大 字西方、大字 外入、大字地 家室及び大字 沖家室地先	

漁場 計画 番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共 第 136 号	大島郡周防大 島町乙小島及 びハンド島地 先	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 基点A 大島郡周防大島町乙小島北端 B 〃 〃 浮島黒フグリ岩頂上 C 〃 〃 ハンド島頂上 D 〃 〃 大字久賀大崎鼻北東端 E 〃 〃 大字土居符崎の鼻北端 F 〃 〃 我島北端 G 〃 〃 乙小島南端 H 〃 〃 鍋島頂上 点イ AとBとを結んだ線の中央点 ロ CとDとを結んだ線上Cから300メートルの点 ハ CとEとを結んだ線上Cから700メートルの点 ニ CとFとを結んだ線上Cから700メートルの点 ホ GとHとを結んだ線上Gから400メートルの点	第1種共 同漁業	あおさ漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かじめ漁業 てんぐさ漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 ほんだわら漁業 もずく漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 にし漁業 にな漁業 ばかがい漁業 うに漁業 えむし漁業	12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から10月31日まで 1月1日から12月31日まで 11月1日から翌年7月31日まで 12月1日から翌年6月30日まで 1月1日から6月30日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から6月30日まで 12月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1 月1日から 令和15年 12月31日 まで	大島郡周防大 島町大字伊保 田、大字油 宇、大字和 田、大字内 入、大字小 泊、大字和 佐、大字神 浦、大字森、 大字平野、大 字西方、大字 外入、大字地 家室及び大字 沖家室地先	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
共第137号	広島湾及び屋代島周辺地先	<p>次のA、イ、ロ、B、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、I'、ソ、L'、M'、N'、O'の各点を順次結んだ線（M'とN'とを結ぶ線は、小瀬川の中央線とする。）、P'とQ'とを結んだ線、R'とS'とを結んだ線、T'とU'とを結んだ線及びV'とW'とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（次のX'、ツ、ネ、Y'の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。）</p> <p>点の位置</p> <p>基点A 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点</p> <p>B 柳井市ハンドウ島西端</p> <p>C 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端</p> <p>D 柳井市平郡島蛇の池西側角</p> <p>E 熊毛郡上関町横島南端</p> <p>F 柳井市平郡島櫛崎南端</p> <p>G 〃 掛津島松節鼻東端</p> <p>H 〃 平郡島盛鼻北東端</p> <p>I 熊毛郡上関町八島南端</p> <p>J 大島郡周防大島町小水無瀬島西泊り乱れ岩頂上</p> <p>K 〃 〃 沖家室島西端</p> <p>L 愛媛県大洲市青島南西端</p> <p>M 大島郡周防大島町上荷内島南端</p> <p>N 〃 〃 沖家室島南端</p> <p>O 〃 〃 大字戸田大波崎南端</p> <p>P 〃 〃 立島南西端</p> <p>Q 〃 〃 小水無瀬島こぶ岩頂上</p> <p>R 〃 〃 沖家室島石の上鼻南端</p> <p>S 〃 〃 センガイ瀬灯標</p> <p>T 〃 〃 笹島東端</p> <p>U 〃 〃 大水無瀬島洲首鼻東端</p> <p>V 愛媛県松山市由利島西端</p> <p>W 大島郡周防大島町片島トックリ鼻南東端</p> <p>X 〃 〃 大字油宇大鼻南端</p> <p>Y 〃 〃 大字地家室牛ヶ首南東端</p> <p>Z 〃 〃 片島トックリ鼻南端</p> <p>A' 愛媛県松山市二神島南西端</p> <p>B' 〃 〃 怒和島アカヅワ崎西端</p> <p>C' 岩国市柱島新宮鼻東端</p> <p>D' 愛媛県松山市二神島クヅレ岩鼻北西端</p> <p>E' 大島郡周防大島町大字伊保田松ヶ鼻北東端</p> <p>F' 広島県呉市鹿島宮の口鼻北西端</p> <p>G' 〃 大竹市安芸白石灯標</p> <p>H' 愛媛県松山市竹の子島頂上</p> <p>I' 岩国市甲島頂上</p> <p>J' 広島県呉市鹿島宮の口鼻南端</p> <p>K' 〃 大竹市玖波町356高地</p> <p>L' 〃 と山口県との小瀬川河口における境界第2標石</p> <p>M' 〃 と山口県との小瀬川河口における境界第1標石</p> <p>N' 玖珂郡和木町和木1丁目大和橋中央点</p> <p>O' 〃 〃 和木1丁目大和橋右岸下流端</p>	第1種共同漁業	あかがい漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 なみがい漁業 みるくい漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	柳井市、岩国市、玖珂郡和木町及び大島郡周防大島町	(1)第3種共同漁業権及び区画漁業権に対抗することができない。 (2)岩国港の区域内においては、船舶の航行、停泊等を妨げる操業をしてはならない。
			第2種共同漁業	建網漁業（網丈1.5メートル以下のものに限る。） 小型定置網漁業 いか巣網漁業 しろうお四つ手網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 3月1日から6月30日まで 1月1日から4月30日まで			

		P' 柳井市伊保庄旧旭橋右岸下流端 Q' " 南浜3丁目旧旭橋左岸下流端 R' 岩国市由宇町山陽本線由宇川橋梁右岸下流端 S' " " 山陽本線由宇川橋梁左岸下流端 T' " 門前川堰堤右岸下流端に設置した標識 U' " 門前川堰堤左岸下流端に設置した標識 V' " 今津川堰堤右岸下流端に設置した標識 W' " 今津川堰堤左岸下流端に設置した標識 X' 柳井市阿月鍋割鼻に設置した標識 Y' " " 池の浦水窪東端 点イ AとBとを結んだ線とCとDとを結んだ線との交点 ロ EとFとを結んだ線の中央点 ハ GからHを見通した線とIとJとを結んだ線との交点 ニ GとLとを結んだ線とHとKとを結んだ線との交点 ホ OとJとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点 へ MとNとを結んだ線とPとQとを結んだ線との交点 ト PとQとを結んだ線とRからSを見通した線との交点 チ GとLとを結んだ線とIとJとを結んだ線との交点 リ GとLとを結んだ線とTからUを見通した線との交点 ヌ RとVとを結んだ線とJとWとを結んだ線との交点 ル RとVとを結んだ線とUとXとを結んだ線との交点 ヲ UとXとを結んだ線とYとZとを結んだ線との交点 ワ WとA' とを結んだ線の中央点 カ JとB' とを結んだ線とC' とD' とを結んだ線との交点 ヨ C' とD' とを結んだ線とE' とF' とを結んだ線との交点 タ E' とF' とを結んだ線とG' とH' とを結んだ線との交点 レ G' とH' とを結んだ線とI' とJ' とを結んだ線との交点 ソ I' とK' とを結んだ線とM' からL' を見通した線との交点 ツ X' から90度80メートルの点 ネ Y' から90度80メートルの点						
--	--	--	--	--	--	--	--	--